日 調 連 発 第 ９ ９ 号
平 成 ２ ３ 年 ６ 月 ９ 日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

電子基準点の測量成果の改定等について（通知）

国土交通省国土地理院（以下「国土地理院」という。）は、本年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響に伴い、東北地方及びその周辺で地殻変動が大きかった地域の基準点測量成果（電子基準点、三角点、水準点）の改定のため、その公表を停止しておりましたが、本震から 2 か月が経過しその影響が小さくなってきたところから、検測の上、去る 5 月 31 日に 438 点の電子基準点について新しい測量成果が公表され、これにより被災地域を含む電子基準点の測量成果が公共測量等で使用できるようになりました。

ところで、電子基準点の成果改定を行った地域としましては、本年 3 月 14 日に測量成果の公表を停止した地域に加えて、富山県・石川県・福井県・岐阜県が含まれており、当該 4 県の電子基準点についても新しい測量成果が公表されておりますが、三角点等については、その成果改定を行うため、引き続き、測量成果の公表が停止されておりますので、貴会会員が、当該 4 県で公共測量を開始される場合は、管轄の地方測量部へお問合せ願います。

基準点測量成果の扱いに関わる詳細な情報は、国土地理院ウェブサイトの同地震関連ページに随時提供されておりますので、下記 URL を参照してください。

なお、測量成果の公表が停止されている地域における事務処理上の留意点については、平成 23 年 3 月 22 日付け日調連発第 449 号「平成 23 年東北地方太平洋沖地震に伴い基準点測量成果の公表が停止された地域における地積測量図の作成等に関する留意点について（通知）」を参照願います。

おって、公表を停止している三角点等の測量成果は、本年 10 月下旬を目標として公開される予定であるとのことでありますので、この旨申し添えます。

記

http://sokuseikagis1.gsi.go.jp/SysMsg/h23touhokutaiheiyou.html